

福島県新型コロナウイルス緊急対策期間における市有施設の利用制限等について

福島県が、1月13日(水)から2月7日(日)までを「福島県新型コロナウイルス緊急対策期間」とし、県民に対し、不要不急の外出自粛(特に午後8時以降の外出自粛の徹底)を要請しました。

市内においても、1月に入り陽性患者が立て続けに確認されていることを踏まえ、市有施設の利用制限等については下記のとおりとします。

※不要不急の外出とは

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での散歩や運動など生活や健康の維持に必要な場合を除く外出。

出典：福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策(令和3年1月12日改定)

記

- 1 期 間：令和3年1月21日(木)から令和3年2月7日(日)
- 2 対象施設：南相馬市が所有する全ての施設(管理形態は問わない)
- 3 利用制限等
 - (1) 利用時間を午後8時までとし、期間内における午後8時以降の時間帯の新規予約は受付けない(各施設の運用実態に基づき、午後8時以前を終了時間とすることも可とする。)
 - (2) 既に予約がなされている午後8時以降の時間帯の利用者に対し、県が「午後8時以降の不要不急の外出自粛の徹底」を呼びかけていることを踏まえ、利用の中止または時間短縮を要請する。
 - (3) 午後8時以前の時間帯の利用についても、不要不急の外出自粛が呼び掛けられていることを踏まえ、新規予約者を含む利用者に対し、外出自粛の趣旨に照らして利用の必要性を再度検討するよう要請する。
 - (4) 新型コロナウイルスの感染拡大防止を理由として、利用を中止または時間短縮する場合については、利用料金の全てまたは一部を返還することとする。
 - (5) 利用者に対し、施設を利用する際の注意事項の遵守を改めて徹底する。